

公 告

建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は，平成23年8月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し，同日前に入札手続を開始した建設工事については，なお従前の例によるものとします。

平成23年7月29日

高松市長 大 西 秀 人

4中「または「総合評価B【建築工事】」」を「，「総合評価B【建築工事】」，「総合評価C【土木工事】」または「総合評価C【建築工事】」」に改め，4(1)中「(5)」を「(7)」に，「(6)において」を「以下」に改め，4(6)を4(8)とし，4(5)の次に次のように加える。

(6) 「総合評価C【土木工事】」とは，価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する高松市総合評価落札方式試行要領附則第2項の規定により読み替えて適用する同要領第2条第2項第2号に規定する簡易型（Cタイプ）（(7)および別表第2において「簡易型（Cタイプ）」という。）の総合評価落札方式による入札で，17（(1)アを除く。）の規定，同要領に基づく総合評価落札方式加算点算定基準【土木工事】および次に定めるところにより評価を行うものをいう。総合評価落札方式加算点算定基準【土木工事】の規定により指定する指定距離(A)および指定距離(B)のそれぞれの直接距離の表示は，「総合評価C【土木工事】」の文字の次に「（指定距離(A)何km，指定距離(B)何km）」を付すことによる。

ア 当該建設工事公告で定める入札参加資格を満たしている場合に，標準点として100点を付与する。

イ 加算点は，予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち，次の(ア)および(イ)の評価項目ごとに評価を行った結果により，最大10点を与える。

(ア) 企業の施工能力

(イ) 企業の地域性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は，アの標準点とイの加算点との合計点数を，当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(7) 「総合評価C【建築工事】」とは，価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する簡易型（Cタイプ）の総合評価落札方式による入札で，17（(1)アを除く。）の規定，高松市総合評価落札方式試行要領に基づく総合評価落札方式加算点算定基準【建築工事】および(6)アからウまでに定めるところにより評価を

行うものをいう。総合評価落札方式加算点算定基準【建築工事】の規定により指定する指定距離(A)および指定距離(B)のそれぞれの直接距離の表示は、「総合評価C【建築工事】」の文字の次に「(指定距離(A)何 km, 指定距離(B)何 km)」を付すことによる。

8(1)中「(4(2)から(5)までのいずれかに該当する入札区分をいう。)」を削る。

12(14)アに後段として次のように加える。

したがって、当該複数の工事相互において、いずれかの工事について一旦単体企業または共同企業体の構成員として落札候補者となった者は、他の工事について落札候補者(共同企業体の構成員による場合を含む。)となることができない。

12(14)イ中「含む」の次に「。以下このイにおいて「同一敷地内案件受注」という」を加え、12(14)イに後段として次のように加える。

したがって、同一敷地内案件受注をしている者(共同企業体の構成員による場合を含む。)は、単体企業または共同企業体の構成員として応募することができない。

12(14)ウ中「ことを含む」の次に「。以下このウにおいて「指定案件受注」という」を加え、12(14)ウに後段として次のように加える。

したがって、指定案件受注をしている者(共同企業体の構成員による場合を含む。)は、単体企業または共同企業体の構成員として応募することができない。

12(14)エに後段として次のように加える。

したがって、当該複数の工事相互において、一の企業は、単体企業または共同企業体の構成員として、重複して応募することができない。

12(15)ク中「高松市総合評価落札方式試行要領に基づく」を削る。

14(1)ウ(ア)中「区分して」を「区分し、かつ、入札参加資格確認申請書と兼ねたものとして」に改め、14(8)オ(ア)を次のように改める。

(ア) ISO9001, ISO14001またはエコアクション21の認証の取得  
(当該取得している旨当該建設工事公告の日において有効な高松市の入札参加資格者名簿に登載されている場合を除く。)

17(1)イ中「4(2)から(5)までのいずれかに該当する入札区分」を「総合評価落札方式」に、「または(4)ア」を「,(4)アまたは(6)ア」に、「または(4)イ」を「,(4)イまたは(6)イ」に改め、17(1)イ(ウ)中「または(4)ア」を「,(4)アまたは(6)ア」に改める。

別表第2①の款中	「・入札参加資格 確認申請書 ・施工実績確認 資料 ・配置予定技術 者確認資料」	を	「・入札参加資格 確認申請書 (兼施工実績 確認資料・配 置予定技術者 確認資料)」	に改め、同表総合評価の場
----------	---	---	---	--------------

合に①に加えて提出する書類の款中「総合評価の場合」を「総合評価（簡易型Cタイプを除く。）の場合」に改める。